

平成29年第4回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成29年12月5日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之 2番 田中唯登志 3番 廣崎誠治 4番 荒牧弘敏
5番 高畑広視 6番 宮崎昌宗 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 大山 晃 10番 茂呂孝志 11番 宮本理一郎 12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 古原典幸
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 福田正晴・ 開発交流推進課長 永野英憲
税務課長 尾崎幸光・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 福本豊彦
教務課長 村上英之・ 総務係長 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一
議会事務局係長 岩井英樹

○議事日程

平成29年第4回定例会議事日程（1日目）

平成29年12月5日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第49号 上毛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第50号 上毛町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第51号 平成29年度上毛町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 7 議案第52号 指定管理者の指定について（上毛町大池公園有料施設等）

○委員会付託

総務、産業・建設常任委員会

議案第49号 上毛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

議案第50号 上毛町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について

議案第52号 指定管理者の指定について（上毛町大池公園有料施設等）

予算決算常任委員会

議案第51号 平成29年度上毛町一般会計補正予算（第8号）

○ 会 議 の 経 過 （初日）

開会 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから平成29年第4回上毛町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は運営資料として配付しておりますので、ごらんください。

○議長（安元慶彦君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、5番高畑議員、6番宮崎議員を指名します。

○議長（安元慶彦君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

運営資料をごらんください。今期定例会の運営について議会運営委員会に審議をお願いしたところ、12月1日、運営委員会を開催していただき、本定例会の会期を本日から15日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から15日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から15日までの11日間とすることに決定いたしました。

○議長（安元慶彦君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から条例案1件、条例改正案1件、補正予算案1件、その他1件の計4議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。運営資料の会期日程表（案）をごらんください。本日の会議では議案を一括上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑を行った後、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

12月8日、9日に本会議を開催し、一般質問を行う予定ですが、8日に一般質問

が全部終了すれば、9日は休会とします。

12月12日に総務産業建設常任委員会、12月13日に予算決算常任委員会を開催いたしたいと思います。12月15日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

以上の件につきましては議会運営委員会で協議し、決定を受けておりますので、御報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

日程第4議案第49号、日程第5議案第50号、日程第6議案第51号、日程第7議案第52号、以上4件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成29年第4回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、寒気厳しい折、御参集いただき、まことにありがとうございます。また、平素より本町行政各般にわたり、特段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般11月14日の臨時議会において、町政2期目の所信を述べさせていただいたところでありますが、私は、政策の基本は町民7,700人の幸せ、このことに尽きるとしております。それは、7,700人、一人一人の要望に直ちに答えるということではなく、地域性、緊急性、重要性、将来性等を勘案し、短、中、長期的に優先順位を決定し、可能な限りスピード感を持って進めていくべきものと考えています。ただし、自治体間で歴史、文化、気候、人口、面積、産業などの規模も特色も全く異なる中で、幸せを計る全国共通の物差しはないわけでありまして、あくまでその評価については、未来において歴史が判断することになるわけです。

今、私たちにできるベターは、他の地域や民間のすぐれた部分を研究した上で、上毛流にアレンジし、さらにすぐれたモデルをつくることだろうと思います。かつて経験したことのない少子高齢化という厳しい時代だからこそ、旺盛な意欲と行動力、前人未踏の分野に踏み込む勇氣、つまりフロンティアスピリットが求められていると感じます。失敗を恐れては何もできません。成功を目指して取り組んでいるふるさと納税は、先月11月だけで2億5,000万円に達しています。

私は教育に力を注いでいくと常に申し上げておりますが、子供たちには大志を抱いてほしいと願いますし、間違えたり、失敗するかもしれないからやるのではなく、間違えても失敗してもいいから、決して諦めずに成功をつかめ、努力すれば必ず夢はかなうと教えるべきだと思っております。

そして、言葉よりも行動に重点をおいて、「百聞は一見にしかず」を大人みずからが背中を示すことが我々の使命であると確信します。老若男女にこだわることなく、町に係るさまざまな役職については、その情熱、気力、体力があれば、年齢、性別を問わず町のために貢献していただきたいと考えています。

キャッチコピーである「九州一輝く町」のフレーズだけは、住民の皆様にも広く知られていると思っておりますが、その中身については、今はまだ行政内部のスローガンに過ぎないかもしれませんが、いずれ多くの町民の皆さんに心から浸透するだろうと思っておりますし、そのときが人口1万人に到達するときと考えます。

いかなる夢や目標であっても、みんなが心を一つに達成するという意欲と熱い思いがあって、決して諦めず努力すれば、必ず夢のほうから近づいてくると私は確信します。

事あるごとに、職員には、できない理由を並べる暇があるならば、どうしたらできるかを考え、工夫し、皆で協力して成功につなげよう。人生は長いようで短いのだから楽しくいこうと申しております。努力が報われる町、誰もが楽しく輝く町、これが私の考える上毛流、上毛モデルであります。九州一輝くまち、人口ビジョン1万人は、みんなで楽しく、心を一つに成就させたいと考えますし、そのスピードを上げるために、議員各位のさらなる御支援、御協力を何とぞお願い申し上げます。

それではこれより、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、条例案件2件、補正予算1件、その他1件の計4案件であります。

順次、御説明をいたします。

議案第49号、上毛町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてであります。平成27年の農業委員会法改正により、農業委員会の主たる使命である農地利用の最適化をより果たせるように、業務の重点化や議会の同意を要件とする市町村長への任命制への変更、農地利用最適化推進委員の新設などが設けられたことに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号、上毛町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についてであります。給水区域の拡張に伴い、給水人口及び1日の最大給水量を変更するため、本条例を一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第51号、平成29年度上毛町一般会計補正予算（第8号）であります。今回の補正額は1,724万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億131万1,000円とするものであります。

主なものとしては、総務費では、財産管理費において、国土交通省山国川河川事務所より依頼のあった残土処理のための土地購入費と、戸籍住民基本台帳費において、旧姓対応のための業務委託料等を計上いたしております。

民生費では、社会福祉費の障害者福祉費において制度改正に伴うシステム改修の委託料を、ひとり親家庭等医療対策費において今後の医療費見込額を、児童福祉費において国県の交付金や負担金の返還金と中津市との医療連携に係る子ども医療対応システムの改修に伴う負担金を計上いたしております。

衛生費では、じんかい車等の修繕費を計上いたしております。

農林水産業費では、農業費において県費補助の追加による水田農業推進協議会の補助金の追加と、「町イチ！村イチ！」参加助成金の交付決定による財源変更を、林業振興費では荒廃森林再生事業補助金の事業増による委託料等の増額を計上しております。

商工費では、指定管理施設、大平楽の修繕費を計上しております。

土木費では、事業費の確定による県砂防協会負担金の増額と、道路維持費においての今後の執行見込みの補修工事費を計上しております。

教育費では、ALTの交代に伴い、共済費の増額と、公民館費において成人式講師確定に伴う予算の組み替えを行っております。

道路橋りょう災害復旧費において、本年被災した道路関連の復旧工事費を計上しております。

今回の補正財源といたしましては、国庫支出金では173万円を、県支出金では116万3,000円を計上しております。諸収入では、「町イチ！村イチ！」参加助成金35万円を計上し、前年度繰越金1,399万9,000円を充当いたしております。

議案第52号、指定管理者の指定について（上毛町大池公園有料施設等）ですが、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間、大平湯の迫温泉大平楽、さわやか市大平、上毛町大池公園ふれあいの里ログハウスなどの大池公園有料施設等の指定管理者を指定するため、上毛町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安元慶彦君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第49号、50号、52号について質疑いたします。

まず、49号ですが。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員、ちょっと待って。議案に対する質疑ですか。総括質疑ですよ。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）議案第49号、50号、52号について、私は委員外議員でありますので、議案についての質疑をさせていただきます。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は昨日、全国町村議会議長会の議員運営の方にお尋ねいたしました。委員外議員は、議案に出された内容について3回を限度に質疑するのがいいだろうということでお尋ねして、きょう質疑しているわけであります。そうしないと、委員外議員の議案に対する質疑の場所がありません。

○議長（安元慶彦君）それは委員会に付託案件として出しますし、最終日の採決のとき

に当然尋ねる場もありますから、そのときにやってください。総括的なものを言ってください。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）委員長に対する質疑に関しては、委員長がそういう内容を報告しなければ、私は質疑を行う場所がありません。

○議長（安元慶彦君）今言いましたように、最終日にそういう場があるじゃないですか。そのときにやってください。議案の審議はそういうときにできるわけですから、この場は、今、町長が述べました、町長の考えに対する総括的な質疑をやってください。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ですから、私は委員外議員でありますから、本日この場でその質疑の権利をお願いしてるわけでありますが、議長が最終日にやってくれということでありましたら、委員長報告はどうであれ、この質疑について許可をしてもらえるわけでしょうか。

○議長（安元慶彦君）疑問があれば、どうぞ質疑をやってください。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで総括質疑を終わります。

○議長（安元慶彦君）これから、議案の委員会付託を行います。

12月1日、議会運営委員会の協議結果を資料として配付しております。運営資料、3ページをごらんください。なお付託議案の朗読に際しましても、議案名の朗読は省略いたします。

議案第49号、議案第50号、議案第52号の3件は総務産業建設常任委員会へ、議案第51号の1件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（安元慶彦君）続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りいたします。

運営資料4ページ、委員会日程表（案）をごらんください。各常任委員会の開催日は、議会運営員会で決定いただいた日程表のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表（案）のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前10時18分

平成29年12月5日